

財政運営基本方針【平成 28 年 2 月改訂】

I. 目的

世代間負担の公平性に配慮しつつ、将来世代に過度な負担を残さない計画的な財政運営を行い、持続可能な財政基盤の確立を行う。

II. 規律の設定

吉野町の中期的な財政状況を展望したとき、就労人口の減少と地域経済の構造的不振による歳入減少の傾向は、避けられない。また高齢社会における社会保障費をはじめ、公共施設等社会資本インフラの維持更新費等、住民生活に不可欠な多額の行政需要が見込まれる。これらに対し、行政が応えていくためには、更なる行財政改革の取り組みを進めながら、本町の財政力の弾力性を高めなければならない。

財政運営基本方針に定める財政規律は、単に財政収支の均衡を図るものでない。放漫な財政運営に陥ることなく、秩序ある財政運営を堅実に積み重ねていくための礎となるものとして、定めることとする。

III. 規律の内容

1. 町債（臨時財政対策債などの特例債を含む）発行額の抑制

原則、各年度の新規町債発行額は当該年度の元金償還額より超過させないこととする。（但し、事業実施年度が法令等により定められている場合、広域連携による事業のため実施計画年度の見直し、事業費総額の圧縮が困難である場合に限り必要財源確保のための最小限の超過を認めることができる。）

2. 調整財源の確保

財政調整基金の残高を標準財政規模の 15%を下回らないようにする。

3. 財政健全化判断比率が一定水準を超えないよう独自の基準を定め、更なる低率化への取り組みを行う

- ・将来負担比率が、150%を超えない（早期健全化判断基準 350%）
- ・実質公債費比率が、17.0%を超えない（早期健全化判断基準 25%）
- ・実質赤字比率を生じさせない（早期健全化判断基準 15%）
- ・連結赤字比率を生じさせない（早期健全化判断基準 20%）